

居宅介護支援事業所 こばやし運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社こばやしが開設する居宅介護支援事業所 こばやし（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態にある利用者に対し、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- (2) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。
- (3) 事業の実施に当たっては、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等の保健・医療・福祉サービスとの連携に努める。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 この事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 居宅介護支援事業所 こばやし
- (2) 所在地 福井県敦賀市ひばりヶ丘町1057番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 この事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（介護支援専門員と兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 介護支援専門員 1名以上
介護支援専門員は、要介護者及び要支援者の依頼を受けて、居宅サービス計画を作成、指定居宅サービス事業者との連絡調整、必要時の介護保険施設への紹介、その他各種相談に対する助言等を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日
ただし、1月1日～1月2日は休日とする。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) 電話連絡等については年中無休で24時間常時連絡可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法及び内容)

第6条 介護支援専門員は、定期又は随時、利用者宅を訪問し、利用者の心身の状況等、その課題を分析し、支援を行うものとし、その主な内容等は次のとおりとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所： 第3条に規定する事業所内の相談室、利用者宅
- (2) 使用する課題分析票の種類： 全社協・在宅版ケアプラン
- (3) 介護支援専門員の居宅訪問頻度： 月1回以上
- (4) サービス担当者会議の開催場所、頻度： 利用者のご自宅、事業所内の相談室や関係事業所の相談室など、個人情報の保護が図られる場所を活用し、随時開催

(5) 主な支援の内容：居宅サービス計画の作成、指定居宅サービス事業者との連絡調整、必要時の介護保険施設への紹介、その他各種相談に対する助言等

(利用料その他の費用の額)

第7条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

2 指定居宅介護支援を提供する場合は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、提供するサービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 指定居宅介護支援の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない

(事故発生時の対応)

第9条 利用者に対し、サービス等の提供により事故が発生した場合は、速やかに家族や主治医等当該利用者の関係人及び保険者等に連絡するとともに、直ちに所要の措置を講じ、これにより損害賠償すべき事項が生じたときは、所要の損害賠償を速やかに行う。また、かかる賠償義務を担保するため適正な業務保証保険契約を締結する。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、敦賀市及び美浜町とする。

(相談・苦情対応)

第11条 利用者からの相談・苦情等に対する窓口を設置し、利用者の要望・苦情等に対し、迅速に対応する。

☆ 事業所担当窓口： 小林 ちゑ子	電話 0770-23-1605
☆ 事業所責任者： 小林 大阿	電話 0770-22-8180
☆ 敦賀市介護保険担当課	電話 0770-32-6704
☆ 美浜町介護保険担当課	電話 0776-57-1614
☆ 福井県国民健康保険団体連合会	電話 0776-57-1614

(研修の確保)

第12条 居宅介護支援等の資質の向上のために、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後3月以内

(2) 継続研修 年1回

(秘密保持)

第13条 従業者及び従業者であったものは、利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持するべき旨を雇用契約の内容とするものである。

(個人情報の保護)

第14条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 利用者又はその家族の個人情報については、事業者による指定居宅介護支援等の提供以外の目的では利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合や、外部への情報提供については、利用者又はその家族の同意をあらかじめ文書で得ておくものとする。

(虐待の防止について)

第15条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他)

第16条 この規程に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は、株式会社こばやしの代表取締役と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年11月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成28年10月24日から施行する。

附 則

この改正規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、令和5年9月11日から施行する。

附 則

この改正規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、令和6年9月24日から施行する。